

(参考様式)

別紙

保護者のみなさまへ

令和7年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知について

施設名：（ 認定向山こども園 ）

このお知らせは、「仙台市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」に基づき、お子様が当園を利用した際に、仙台市から当園に給付された1人あたりの施設型給付費の額をお知らせするものです（実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担額の支払い等が発生するものではありません）。

令和7年度に当園が法定代理受領した施設型給付費の額は、「公定価格の額（下表参照）から、各保護者に係る利用者負担額（3歳以上児のみ令和元年10月以降は無償）を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが個別に園までお問い合わせください。

【参考：法定代理受領とは】

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者への個人給付を基本としておりますが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

記

保育認定（2号・3号）子どもの公定価格（1人あたり）

	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳以上児	
	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間
4月	213,610円	221,890円	145,450円	153,730円	128,460円	136,740円	76,460円	84,620円	59,620円	67,770円
5月	205,620円	213,600円	139,960円	147,940円	123,590円	131,570円	73,500円	81,360円	57,270円	65,120円
6月	210,770円	218,950円	143,440円	151,620円	126,660円	134,840円	75,300円	83,360円	58,660円	66,710円
7月	210,770円	218,950円	143,440円	151,620円	126,660円	134,840円	75,300円	83,360円	58,660円	66,710円
8月	205,620円	213,600円	139,960円	147,940円	123,590円	131,570円	73,500円	81,360円	57,270円	65,120円
9月	205,620円	213,600円	139,960円	147,940円	123,590円	131,570円	73,500円	81,360円	57,270円	65,120円
10月	205,570円	213,550円	139,910円	147,890円	123,540円	131,520円	73,450円	81,310円	57,220円	65,070円
11月	205,190円	213,170円	139,530円	147,510円	123,160円	131,140円	73,070円	80,930円	56,840円	64,690円
12月	205,190円	213,170円	139,530円	147,510円	123,160円	131,140円	73,070円	80,930円	56,840円	64,690円
1月	205,570円	213,550円	139,910円	147,890円	123,540円	131,520円	73,450円	81,310円	57,220円	65,070円
2月	205,200円	213,180円	139,540円	147,520円	123,170円	131,150円	73,080円	80,940円	56,850円	64,700円
3月	214,150円	222,130円	148,480円	156,460円	132,110円	140,090円	82,020円	89,880円	65,790円	73,650円
年額	2,492,880円	2,589,340円	1,699,110円	1,795,570円	1,501,230円	1,597,690円	895,700円	990,720円	699,510円	794,420円

○副食費徴収免除対象児童の公定価格は、各年齢の公定価格に4,900円を足した金額となります。

令和7年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知について

施設名：（ 認定向山こども園 ）

このお知らせは、「仙台市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」に基づき、お子様が当園を利用した際に、仙台市から当園に給付された1人あたりの施設型給付費の額をお知らせするものです（実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担額の支払い等が発生するものではありません）。

令和7年度に当園が法定代理受領した施設型給付費の額は、「公定価格の額（下表参照）から、各保護者に係る利用者負担額（令和元年10月以降は無償）を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが個別に園までお問い合わせください。

【参考：法定代理受領とは】

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者への個人給付を基本としておりますが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

記

教育認定（1号認定）子どもの公定価格（1人あたり）

	満3歳児	3歳児	4歳以上児	副食費徴収 免除加算分
4月	135,723円	71,213円	49,783円	3,180円
5月	136,123円	71,613円	50,183円	4,900円
6月	136,063円	71,553円	50,123円	4,900円
7月	136,003円	71,493円	50,063円	2,940円
8月	136,063円	71,553円	50,123円	1,220円
9月	135,783円	71,273円	49,843円	4,900円
10月	135,783円	71,273円	49,843円	4,900円
11月	135,783円	71,273円	49,843円	4,410円
12月	135,623円	71,113円	49,683円	3,430円
1月	136,363円	71,853円	50,423円	3,670円
2月	135,623円	71,113円	49,683円	4,410円
3月	142,583円	78,073円	56,643円	2,450円
年額	1,637,516円	863,396円	606,236円	45,310円

- 副食費徴収免除対象児童の公定価格は、各年齢の公定価格に副食費徴収免除加算分を足した金額となります。